◇**金融商品取引法施行令及び信託業法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三七号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

裁判所の禁止・停止命令の申立て及び当該申立てに必要な調査の権限について、証券取引等監視委員会から財務局長等への委任に関する規定の整備を行うこととした。（第四四条の五関係）

二　信託業法施行令の一部改正関係

信託業の登録取消し等の際における新受託者選任等の申立ての権限について、金融庁長官から財務局長等への委任に関する規定の整備を行うこととした。（第二〇条第二項関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一三八号）（国土交通省）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二二年五月二〇日とすることとした。

◇**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一三九号）（国土交通省）

1　窒素酸化物の放出量に係る放出基準を改正することとした。（第一一条の七関係）

2　バルティック海海域及び北海海域において使用する燃料油中の硫黄分濃度の基準を一・五パーセント以下から一パーセント以下に改正することとした。（第一一条の一〇関係）

3　船舶において焼却が禁止される油等に、船舶からの窒素酸化物又は硫黄酸化物の放出量を低減させるための装置の使用に伴い生ずる廃棄物を追加することとした。（第一二条関係）

4　附則

㈠　この政令は、一部の規定を除き平成二二年七月一日から施行することとした。

㈡　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則の規定に基づく所要の規定を整備することとした。

㈢　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。

◇**医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第一四〇号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　保険者支援制度の延長に伴い、市町村が一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる額の算定方法について、所要の整備を行うこととした。

2　保険財政共同安定化事業について、都道府県がその対象となる医療費の額や拠出金の算定方法を定める場合における基準を定めることとした。

二　健康保険法施行令の一部改正関係（第三条関係）

全国健康保険協会（四において「協会」という。）における短期借入金の償還に要する費用の額に充てる額を定めることとした。

三　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

都道府県が後期高齢者医療広域連合に対して交付する交付金について、財政安定化基金を充当できる限度額を定めることとした。

四　健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係（第六条関係）

都道府県単位保険料率（協会が支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者等をいう。）を単位として決定する一般保険料をいう。）の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備等を行うこととした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第三十二号

金融商品取引法等の一部を改正する法律

（金融商品取引法の一部改正）

第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　監督（第五十条―第五十七条）」を「第四節　監督（第五十条―第五十七条）　第四節の二　特別金融商品取引業者等に関する特別検査（第五十七条の二―第五十七条の十二）　第一款　指定親会社（第五十七条の十二―第五十七条の二十六・第五十七条の二十六の二）　第二款　雑則（第五十七条の二十六の三―第五十七条の二十六の十）」に改める。

第二条第十一項第五号中「第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）」を「第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）　第三節　外国金融商品取引清算機関（第百五十六条の二十の二―第百五十六条の二十の十五）　第四節　雑則（第百五十六条の二十の十六―第百五十六条の二十の二十二）」に改める。

第二十七条の十一）に、「第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）」を「第二節　雑則（第百五十六条の二十一・第百五十六条の二十二）　第三節　外国金融商品取引清算機関（第百五十六条の二十の二―第百五十六条の二十の十五）　第四節　雑則（第百五十六条の二十の十六―第百五十六条の二十の二十二）」に改める。

第二条第二十七項中「が金融商品取引清算機関」の下に「又は外国金融商品取引清算機関」を加え、「に引き受けさせる」を「（当該金融商品取引清算機関が第百五十六条の二十の十六第一項に規定する連携金融商品債務引受業務を行う場合には、同項に規定する連携清算機関等を含む。）又は外国金融商品取引清算機関に負担させる」に改め、同条第二十八項中「、デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に、「債務の引受け」を「債務を、引受け、更改その他の方法により負担すること」に改め、同条第二十九項中「受けた者」を「受けて金融商品債務引受業を行う者をいい、「外国金融商品取引清算機関」とは、第百五十六条の二十の二の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行う者」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項」に改め、同項第二号中「及び第五十二条の二第二項並びに第五十七条の二十第一項第一号及び第三項」に改め、同号ニ中「若しくは第五十三条第三項」を「、第五十三条第三項若しくは第五十七条の二十第一項第一号及び第三項」に改め、同条第二項中「及び第三十二条第一項」を「並びに第三十二条第一項及び第四項」に改める。

第三十二条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の三項を加える。

3　金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主は、当該金融商品取引業者の特定主要株主となったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

金融商品取引法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月十九日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫